

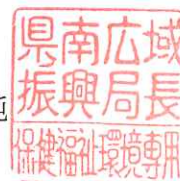
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字蟹沢28番地2

氏名 株式会社オイラー 代表取締役 山崎 一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 小島 純



許可の年月日 令和 7年 2月13日

許可の有効年月日 令和12年 2月12日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず

(以下、裏面記載)

- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。)
- ・がれき類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 2月13日 当初許可

平成 7年 2月13日 更新許可

平成10年 8月26日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に廃酸、廃アルカリ、銹さい、がれき類、ばいじんを追加したこと。)

平成12年 2月13日 更新許可

平成15年 5月26日 変更届出書受理(代表者を山崎元子から変更したこと。)

平成17年 2月13日 更新許可

平成22年 2月13日 更新許可

平成26年 1月24日 事業範囲の変更許可(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。自動車等破砕物を除く。)の積替え・保管を追加したこと。)

平成27年 2月13日 更新許可

平成29年11月 6日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

平成29年11月10日 書換申請書受理(産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む旨追記したこと。)

平成30年11月 6日 書換届出書受理(本店及び保管施設所在地の住所表示を変更したこと。)

令和 2年 2月13日 更新許可

令和 6年12月27日 変更届出書受理(本店所在地を岩手県奥州市水沢東大通り3丁目7番15号から変更したこと。)

令和 7年 2月13日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目49番3及び49番4

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
燃え殻	—	3.60	0.80	0.91	屋内保管、容器使用（ドラム缶）
汚泥	—	4.32	0.80	0.88	屋内保管、容器使用（蓋付開口ドラム缶、ペール缶、小口容器）
	—	3.60	0.60	0.66	屋内保管、容器使用（土嚢袋、カゴ）
廃油	—	4.32	1.40	1.26	屋内保管、容器使用（ドラム缶、ポリ缶、ペール缶、小口容器）
廃酸	—	4.32	0.60	0.75	屋内保管、容器使用（ポリドラム缶、ポリ缶、小口容器）
廃アルカリ	—	4.32	1.00	1.13	屋内保管、容器使用（ポリドラム缶、ポリ缶、小口容器）
廃プラスチック類	—	45.0	24.30	8.51	屋内保管、容器使用（コンテナ）
紙くず	—	15.0	8.10	2.43	屋内保管、容器使用（コンテナ）
木くず	—	15.0	8.10	4.46	屋内保管、容器使用（コンテナ）
金属くず	—	15.0	3.60	4.07	屋内保管、容器使用（コンテナ、ドラム缶）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	15.0	8.10	8.10	屋内保管、容器使用（コンテナ）
	—	3.60	2.00	2.00	屋内保管、容器使用（カゴ）
がれき類	—	3.60	2.00	2.96	屋内保管、容器使用（カゴ）
水銀使用製品産業廃棄物（汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）	—	15.0	8.10	8.10	屋内保管、容器使用（コンテナ）

以下余白

